

## 飯田市議会災害対応指針(案)

### 1 目的

近年の風雨災害は規模とその破壊力において地域社会にとって大いに脅威となっており、本市においても昭和58年の豪雨災害以降、地域社会を重大な影響を及ぼす規模の災害は発生していないものの、いつ発生するともわからないのが現実である。

また、地震災害において南海トラフ巨大地震は今後30年以内の発生確率が70%以上ともいわれ、伊那谷直下型地震においても甚大被害の発生が懸念されている。

しかしながら、行政側の災害対応計画は定められているものの、議会には大規模災害時における議会の機能を果たすための行動計画は定まっておらず、議会独自の対応指針策定が求められていた。

これらのことから大規模災害などの発生時において、被災市民の救援と被害復旧のために、市当局と連携し、非常時に即応した役割をはたすための災害対応指針を定めることとした。

### 2 基本方針

- (1) 飯田市災害対策本部等が迅速、かつ円滑に応急活動が実施できるよう、必要な協力と支援を行う。
- (2) 国、県、関係機関等に適時適切な要望活動を行い、市の復旧・復興の取り組みを支援する。
- (3) 広域的な支援または受援体制が必要と判断された時は、関係自治体の議会と積極的に連携を図る。
- (4) 大規模災害時にあつては、理事者、議員、職員、庁舎自体が被災することも想定されることから、状況に応じた柔軟かつ的確な対応を行う。

### 3 組織体制

#### (1) 災害対策会議の設置

議長は飯田市災害対策本部が設置された際には、直ちに飯田市議会災害対策会議（以下「災害対策会議」という。）を設置し、市議会の災害対応に関する事務を統括する。災害対策会議には部会を置くことが出来る。

#### (2) 災害対策会議の編成

災害対策会議は議長、副議長、議会運営委員長、常任委員長、会派代表を以て組織する。会議は議長が招集するが、職務代理者は副議長、議会運営委員長、常任委員長、会派代表の順とする。

議長は必要により災害対策会議に議員の参加を求めることが出来る。

#### (3) 災害対策会議の部会編成

部会は常任委員会単位とし、災害に関連し所管する事項について、災害状況に応じた情報収集と市災害対策本部への提言について取りまとめる。

#### 4 所掌事務

##### (1) 情報収集

議長は、市災害対策本部が設置されたときは、議員からの情報を元に相互の情報共有及び情報交換を行う。議員に対しては収集した災害情報を提供する。

##### (2) 要望、提言

災害対策会議を窓口として市当局が災害対応に専念できるよう、市当局への市民からの要望、提言を取りまとめる。

##### (3) 視察対応

市災害対策本部からの要請に基づき、視察対応に協力する

#### 5 議会事務局の役割

議会事務局は議長の指示により災害対策会議の事務を補佐する。

#### 6 災害発生時における議員の安否連絡

議員は自身の安否について、次の場合に議会事務局に連絡する。

- ① 市内で震度5強以上の地震が発生したとき
- ② 飯田市災害対策本部等が設置されたとき

#### 7 災害発生時における議員の行動基準及び議会の対応

災害発生後の経過期間に応じた対応は、次のとおりとする。

##### 【初動期】(災害発生から概ね24時間が経過するまで)

##### (1) 議員の行動基準

① 議員は、自身の安全を確保したうえで、地域における被災者の安全の確保や避難所の誘導及び救援・救護活動にできる限り協力する。

##### (2) 議会の対応

- ① 議会事務局は、議長及び副議長（議長又は副議長に事故あるときはその所掌事務を代理する者）に、被害及び市の対応状況を速やかに報告する。
- ② 議長は、3の組織体制(1)に準じ、災害対策会議を設置すると共に、必要な議員の参集を求める。
- ③ 議長は、必要と認める場合、議会事務局を通じて議員の安否を確認する。

##### 【初動期経過後】

##### (1) 議員の行動基準

- ① 議員は、自らの所在を明らかにし、連絡態勢を確立する。
- ② 議員は、地域における被災状況や被災者の要望等の情報収集に努め、速やかに議長（災害対策会議）に情報を提供すると共に、地域の一員として避難所支援など共助の取り組みが円滑に行われるよう協力する。
- ③ 議員は、災害対策会議の決定がなされた場合、居住地域以外にも担当する被災地、避難所に赴き、被災状況、避難所の状況等の調査を行い、議長（災害対策会議）に調査結果を報告する。

(2) 議会の対応

- ① 議長は、被災情報を収集・整理し、市対策本部へ提供する。
- ② 議会事務局は、市対策本部からの情報を速やかに正副議長へ報告する。
- ③ 議長は、議員に対し、収集・把握した災害情報を的確に提供する。
- ④ 議長は、必要に応じて災害対策会議を開催し、必要な議員の参集を求める。
- ⑤ 議長は、被災の実情を踏まえ、災害対策会議に設置された各部会に対し、復旧・復興に必要な施策、国、県など関係機関に対する要望事項等の調査を指示し、結果を取りまとめる。この場合においては、広域的な視点に立って、関係自治体とも十分に連携を図る。
- ⑥ 議長は、調査結果を市長あるいは市災害対策本部に提言する。
- ⑦ 議長は、通常の議会機能が回復した場合には、災害対策会議において議会活動を開始することについて協議し、災害対策会議を解散する。市災害対策本部が閉鎖されたとき、もしくは議会内に特別委員会が設置されたときも同様とする。
- ⑧ 特別委員会が設置された場合は、各部会の検討経過等を特別委員会に引き継ぐものとし、調査結果は議長から市長あるいは市災害対策本部に提言する。

8 その他

災害はいつ発生するか予測できないことから、多様な条件を想定した本指針に基づく訓練を毎年実施するものとする。

9 施行期日

平成28年1月1日とする。